

道路整備の促進及び道路財源の確保等に関する意見書

「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」の実現をめざしている本市にとっては、道路は最も重要な役割を果たす施設である。とりわけ、自動車交通に多くを頼っている本市においては、道路に対する依存度は高く、多様な交通手段を利用できる都市圏とは大きく異なる。

道路は地方における最も基礎的な社会資本であることから、高規格幹線道路の整備はもとより、地域活性化の基盤となる地域高規格道路や日常生活の利便性向上及び安全性確保のための生活関連道路の整備は、必要かつ不可欠な急務である。

現在、政府においては、揮発油税、自動車重量税、石油ガス税等の道路特定財源を一般財源化して活用する基本方針が示されており、これらが行われれば、地方の道路整備が大幅に遅れることが懸念され、地方の実状を無視したものであり、誠に遺憾である。

よって、政府におかれては、道路整備の重要性を深く認識され、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 道路整備を円滑に進めるための財源である揮発油税や自動車重量税等を他に転用することなく、道路整備に充てる道路特定財源として確保すること。
2. 活力ある地域づくりと豊かな暮らしづくりを支援するため、高規格幹線道路から市町村道にいたる道路網の整備を一層推進すること。
3. 地方への重点配分及び地方の道路財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月30日

霧島市議会

内閣総理大臣	小泉純一郎	殿
総務大臣	竹中平蔵	殿
財務大臣	谷垣禎一	殿
国土交通大臣	北側一雄	殿
金融経済財政政策担当大臣	与謝野馨	殿
規制改革担当大臣	中馬弘毅	殿